



静岡市消防局からのお知らせ

平成 29 年 4 月 1 日から 静岡市内の
火薬類取締法に基づく**申請・届出の窓口**が、
静岡県から**静岡市消防局**に変わりました！

今まで静岡県知事が行っていた火薬類取締法の事務が、指定都市の長（静岡市、浜松市）に権限移譲されました。

これに伴い、**静岡市内**の火薬類に関する届出等の窓口が、静岡県から、**静岡市消防局 消防部 予防課 保安係**に変更となります。

（※試験事務や免状の交付事務等は、引き続き静岡県が行います。）

☆その他主な変更点

静岡市では、申請に必要な手数料は、**現金**又は**納付書**でのお支払いとなります。（窓口でご案内します。）



静岡市、浜松市以外の地域につきましては、これまでどおり
静岡県（消防保安課・担当土木事務所）が窓口となります。

手数料の手続き変更点

静岡県
消防保安課
静岡土木事務所

窓口にて、申請内容に応じた手数料が示されます

手数料額の県証紙を購入します

申請書の空所に県証紙を貼り、提出します

申請手続き完了

平成 29 年 4 月 1 日から

※静岡市での手続きに限ります

静岡市消防局

窓口にて、申請手続き後、**現金又は納付書**での支払いになります

納付書の場合は、静岡市指定金融機関、静岡市指定代理金融機関等の窓口で納付します（各区役所1階に、金融機関があります）

静岡市消防局のご案内

静岡市消防局消防部予防課保安係

住所：〒422-8074

静岡市駿河区南八幡町10-30

静岡市消防局庁舎5階

- 電話：054-280-0194
- FAX：054-280-0182
- 受付時間：月曜日～金曜日（祝日除く）
8：30～17：15

